

〇九年度予算案

厚生省が緊急的な雇用対策に約二七九〇億円を計上

厚生労働省の〇九年度予算案が、昨年一月二四日にまとまった。一般会計総額は、過去最高の二五兆一五六八億円。年金、医療、介護など社会保障関係費の負担増を反映し、〇八年度当初予算を三兆三四六億円上回る一三・七%の伸びとなった(表1)。世界金融危機の影響で、一〇月の倒産件数は五年五月ぶりの高水準となり、有効求人倍率も九カ月連続で低下するなど、雇用情勢の悪化に歯止めがからない。こうしたなか、雇用の維持・拡大をはじめ再就職支援、住宅・生活保障など緊急的な雇用対策に約二七九〇億円を計上した。

住宅・生活対策／雇用維持対策

同省の来年度予算の主な柱立ては九本・五四項目。このうち労働分野の関連施策(再掲除く)は四本・一三項目にわたる(表2)。「生活防衛のための緊急対策」(経済対策閣僚会議・一二月一九日策定)を受けた〇八年度第二次補正予算をほぼ引き継ぐ形で、「雇用状況の改善のための緊急対策の推進」(約二七九三億円)や「地域における雇用機会の確保と中小企業支援の充実」(約二一七億円)等に、とくに手厚く計上したのが特徴だ。

このうち緊急対策は、①住宅・生活

対策(二五五億円)②雇用維持対策(八八〇億円)③再就職支援対策等(一六四九億円)④内定取消し問題への対応(七・六億円)⑤雇用保険の給付見直し等——で構成。具体的にみると、住宅・生活対策については派遣・契約労働者等の解雇・雇止めに伴い社員寮からの退去を余儀なくされた離職者や、常用就職に向け活動するいわゆるネットカフェ難民等の不安定就労者に対し、住居および安定就労の確保のための的確な相談・職業紹介等を実施する。また、家賃補助費(上限三六万円)、住宅入居初期費用(上限五〇万円)、生活・就職活動費(上限一〇〇万円)——も貸与。さらに、社員寮の入居者等が離職後も一定期間は住み続けられるよう、事業主に配慮を要請するほか、退去させず引き続き無償で住宅を貸与する事業主への助成(一人当たり四〜六万円、最大六カ月)も行う。

雇用維持対策については、(1)中小企業等の雇用維持支援(2)派遣先による派遣労働者の雇入れの支援(3)解雇・雇止め等労働条件問題への適切な対応等——を盛り込んだ。休業、教育訓練、出向により雇用を維持する中小企業に助成(手当・賃金の四／五(大企業二／三)・三年間三〇〇日支給)し、派遣・期間工など継続雇用期間が六カ月未満の雇用保険被保険者等も対象にする。

また、派遣可能期間満了前に、派遣労働者を直接雇い入れる派遣先事業主に對し、奨励金(一人一〇〇万円(有期雇用)の場合は五〇万円)(大企業は半額)を支給。解雇、雇止め予防等の啓発指導、賃金不払い事案等への迅速・適切な対応、正社員転換の指導等、労働条件問題をめぐる相談も強化する。

再就職支援対策等

再就職支援対策では、(1)年長フリーター等の雇用機会の確保(2)ハローワークの機能強化による非正規労働者への就労支援体制の拡充等(3)訓練期間中の経済的支援等の実施(4)中小企業の子育て支援促進(5)六五歳以上の高齢者を雇い入れる事業主への支援(6)中小企業等における障害者雇用促進のための重点的な支援(7)介護労働者の雇用管理改善に取り組む事業主等に対する総合的な支援の充実(8)ハローワークを中心とした日系人向け相談・支援機能の強化——等二本を盛り込み、幅広い対象を包含している。

このうち、年長フリーター等(二五〜三九歳)に対しては、今後三年間に集中して雇用機会を確保するため、対象の求人枠を積極的に設けて正規雇用する事業主等に対し、奨励金(中小企業一人一〇〇万円、大企業五〇万円)

を支給する。また、非正規労働者のための就労支援体制では、三大都市圏(東京、愛知、大阪)に加え北海道と福岡に、「非正規労働者就労支援センター」を設置。安定就職に向けたさまざまな支援を、ワンストップで提供(センター未設置府県の主要なハローワークでも同様のサービスを実施)するほか、とりわけ雇用失業情勢の厳しい地域で、ハローワークの求人開拓を強化する。

訓練期間中の経済支援としては、ジョブ・カード制度の雇用型訓練の参加協力企業を助成(助成率三／四(大企業は二／三)等)するほか、訓練期間中の生活保障給付(二〇万円/月)扶養家族を有する場合は(一二万円)も実施する。有期実習型の訓練修了者を常用雇用する事業主に対しては、奨励金(一人一〇〇万円(大企業は五〇万円))を支給する。さらに失業者の増大に備え、離職者訓練の定員も大幅に拡充。雇用の受け皿として期待できる分野(介護等)での安定雇用に向け、長期間の訓練を拡充する。

中小企業の子育て支援では、育児休業・短時間勤務制度の利用を促すため、育児休業取得者や短時間勤務制度の利用者が初めて出た中小企業に対し、助成金(育児休業の場合で一人目一〇〇万円、二人目以降八〇万円等)を支給する。さらに労働者が利用した育児サービス費用を負担する中小企業に対しても、助成(三／四・限度額一人当たり四〇万円、一事業主当たり四八〇万円)。また、六五歳以上の高齢者を

